

文京区補助金等チェックシート

所属 保健衛生部健康推進課

1 補助金の名称等

30年度調査

補 助 金 の 名 称	特定不妊治療費融資あっせん							
根 拠 規 定 等	文京区特定不妊治療費融資あっせん要綱							
創 設 年 月	平成	22	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	8年	終了予定年月
直 近 の 見 直 し 年 月	平成	30	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	
見 直 し の 内 容	東京都の特定不妊治療に係る医療費助成制度等において、事実婚を助成対象者に含めた事業運用が開始されることとなつたため、区において実施する事業についても事実婚を対象とし、区事業の対象者要件を変更した。							
予 算 科 目	款	項	目	大事業		中事業		実施計画事業番号
	6衛生費	1保健衛生費	3保健予防事業費	14母子保健対策	9特定不妊治療費融資あっせん			
補 助 金 の 種 別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補 助 目 的	健康保険が適用されず高額の医療費がかかる特定不妊治療を行う者に対して、金融機関による資金の融資をあっせんするとともに、当該融資に係る利子の補給を行う。							
補 助 事 業 等 の 内 容	不妊治療に係る医療費について指定した金融機関による融資をあっせんし、各借受者の約定融資残高に2.0%を乗じて得た額を利子補給する。融資あっせん額は1回の治療に付き50万円まで最大5回まで融資ができる。							
補 助 対 象 経 費 の 内 容	特定不妊治療の医療費に係る融資残高							
補 助 事 業 者 等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他							
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 指定した金融機関(朝日信用金庫、城北信用金庫、巣鴨信用金庫、滝野川信用金庫、きらぼし銀行)の支店から融資を受けた区民							
補 助 金 の 算 出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 [補助率 2.0%] <input type="checkbox"/> 定額 [補助額] <input type="checkbox"/> 補助単価 [補助単価 単位] <input type="checkbox"/> その他							
	〔他の場合は具体的に記入〕							
	〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕							
公 募 の 状 況								
実績報告書時における使途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民票、戸籍謄本、納税証明書、他)							
補 助 ・ 単 独 の 状 況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	国	都	補助対象者	
			上乗せの内容・理由					

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等 の補助金 については 不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(決算)	30年度(予算)
交付(見込み)件数	7	5	7	6
決算(予算)額	19	21	34	60
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	19	21	34	60
29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	融資あっせん及び利子一部助成件数 7件			

5 課題及び今後の方向性

申請件数は年間一桁を推移している。申請件数は少ないが、平成30年度より事実婚も対象とし、対象者範囲を拡大したところであり、本事業は、次世代育成を支援する事業として継続が必要である。